

# 一般社団法人日本医学教育学会 役員選出規則

## 第1章 総 則

(適用)

第1条 当法人（以下、「本会」という。）の役員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

(役員の選出時期)

第2条 本会の役員の選出は、この規則に従い、4年ごとに行う。ただし、理事については、定款第27条第1項の規定に基づき、選出後2年後に開催される社員総会において再任の承認を受けることにより、4年を1期として運用する。

(選出の方法)

第3条 理事長、副理事長及び第9条に定める非選挙理事を除く役員の選出は、代議員の電子投票による選挙によって行う。

## 第2章 理事及び監事の選出

(理事及び監事の候補者)

第4条 代議員は、理事候補者になることができる。

2 70歳未満の個人会員は、監事候補者になることができる。

3 理事又は監事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日までに、氏名と会員番号及び抱負を添えて電子申請による立候補をする。

(候補者の通知)

第5条 理事長は、理事候補者、監事候補者の氏名、会員番号及び抱負を学会ホームページの会員専用ページに掲載する。

(理事選挙の投票方法)

第6条 代議員は、選挙管理委員会が管理する電子投票システムにおいて選挙管理委員会が定める期日の午後5時までに電子投票を行う。

2 投票は、有権者1名につき3名以内連記とする。

3 4, 5, 6項に示す方法で20名を選挙による理事として選出する。

4 女性候補者の上位5名を理事として選出する（5名に満たない場合は欠員とする）

5 医療機関等候補者（大学附属病院を含まない）の上位5名を理事として選出する（5名に満たない場合は欠員とする）。

6 4, 5項で選出されなかった者を含め、その他の候補者を上位から順に10名（4, 5項に欠員がある場合は加算して）選出し、4, 5, 6項の合計が20名となるようにする。

7 4項で選出された女性の医療機関等候補者は5項ではカウントしないものとする。

8 当落に関わる得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。

9 選挙の期間（投票可能期間）は2週間以上を設定する。

(監事選挙の投票方法)

第7条 代議員は、選挙管理委員会が管理する電子投票システムにおいて選挙管理委員会が定め

る期日の午後 5 時までに電子投票を行う。

2 投票は、有権者 1 名につき 2 名連記とする。

3 電子投票による上位 2 名を監事として選出する。

4 当落に関わる得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。

5 選挙の期日（投票可能期間）は 2 週間以上を設定する

（欠員の補充）

第 8 条 前 2 条により選出された理事及び監事につき、その任期中に欠員を生じた場合、選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。

（非選挙理事の選出）

第 9 条 理事長は、代議員の中から 3 名まで理事を推薦することができる。

2 理事長は、選挙理事を含め、医療機関等（大学附属病院を含まない）に所属する会員 5 名以上、女性会員 5 名以上となるように非選挙理事を選考するよう努める。

3 前項の理事の選出には、第 10 条に定める理事長選出のための理事会の後、理事会と社員総会の承認を受けなければならない。

### 第 3 章 理事長及び副理事長の選出

（理事長の選出）

第 10 条 理事長は、社員総会終了後に開催される理事会において、理事の投票によって選出する。

（副理事長の選出）

第 11 条 理事長は、理事の中から副理事長を指名する。

2 副理事長に欠員が生じた場合は、理事長は、理事会を開催して、他の理事を指名しなければならない。

（規則の変更）

第 12 条 この規則の変更は、理事会及び社員総会の議決によって行う。

附則 女性理事、医療機関等理事については 7 名以上となるように検討を進める。

2018 年 8 月 2 日理事会

2018 年 8 月 2 日社員総会により改定